

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づく診療所に
係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づく診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)の取扱について定める。

(病床設置届出診療所の基準)

第2条 病床設置届出診療所の基準は、別紙のとおりとする。

(手続等)

第3条 病床設置届出診療所として診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が基準に該当するか否かについて協議するため、計画書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の計画書が提出されたときは、開設者等に対し、当該診療所が所在する各構想区域にある地域医療構想調整会議への出席及び必要な説明を求め、協議を経ることとする。
- 3 知事は、第2項の手続を経た後、千葉県医療審議会(以下「審議会」という。)に意見を聴くこととする。
- 4 知事は、審議会の意見を踏まえ、基準に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等及び当該診療所を所管する保健所長に通知するものとする。

(病床設置届出前の変更)

第4条 第3条第4項により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、当該診療所を所管する保健所長へ療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行う前に第3条第1項により提出した計画書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(病床設置後の変更)

- 第5条 開設者等は、第2条の基準に関する事項を変更しようとする場合、当該診療所を所管する保健所長にその内容を報告するものとし、当該保健所長は知事へその旨を報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、第3条の手続により、病床設置届出診療所としての適否を判断するものとする。
 - 3 開設者等は、第2条の基準を満たさなくなった場合、当該診療所を所管する保健所長に遅滞なくその旨を報告するものとし、当該保健所長は知事へその旨を報告するとともに、当該療養病床又は一般病床について廃止等の手続を行うものとする。

(報告)

第6条 病床設置届出診療所として認められた診療所の開設者等は、毎年別表に定める事項を知事に報告するものとする。

附 則
この要領は，平成20年10月1日から施行する。

附 則
この要領は，平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	報 告 事 項	報告書様式
<p>医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築のために必要な診療所</p>	<p>以下のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることを確認できる書類の写し</p> <p>ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施) 1</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</p> <p>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</p> <p>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)</p> <p>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能 2</p> <p>1 アについては、関東信越厚生局千葉事務所長あてに1年以内に提出した在宅療養支援診療所に係る報告書の写し等</p> <p>2 イ～キについては、関東信越厚生局千葉事務所長あてに1年以内に提出した有床診療所入院基本料1の施設基準に該当することがわかる資料の写し等</p>	<p>様式第2号</p>
<p>小児医療の推進に必要な診療所</p>	<p>前年1年間の小児を専門的に診療した入院患者数</p>	<p>様式第3号</p>
<p>周産期医療の推進に必要な診療所</p>	<p>前年1年間の分娩の取扱件数</p>	<p>様式第4号</p>
<p>救急医療の推進に必要な診療所</p>	<p>1 前年1年間の救急自動車による搬送受け入れ人員</p> <p>2 前年1年間の診療時間外の受診患者数延数(時間外加算, 深夜加算又は休日加算を算定した者)</p>	<p>様式第5号</p>